別表六（二十）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第７号⑶において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第５号において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑹≧８％若しくは⑹≧10％又は⑸＝０の場合 60万円×⑼＋50万円×⑾ ⒀」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。次号及び第４号において「平成30年改正法」という。）附則第91条第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「⑹≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは⑹≧10％」を消すこと。

3　「⑹＜５％又は⑹＜10％の場合 30万円×⑼＋20万円×⑾ ⒂」の欄は、平成30年改正法附則第91条第１項の規定の適用を受ける場合には「⑹＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は⑹＜10％」を消すこと。

4　「税額控除限度額 ⒀、⒁又は⒂ ((⑺＜⑻の場合は０) ⒃」の欄は、平成30年改正法附則第91条第１項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「⒀、⒁又は⒂」とあるのは、「⒀又は⒂」として記載すること。

5　「基準年度」の欄は、租税特別措置法第42条の12第１項又は令和２年旧措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（租税特別措置法第42条の12第２項又は令和２年旧措置法第42条の12第２項に規定する要件適格法人の⑴から⑷までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び租税特別措置法第42条の12第２項又は令和２年旧措置法第42条の12第２項に規定する要件適格連結法人の⑸から⑼までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含む。）を記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

⑵　⑴に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の２第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

⑶　⑴に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の３第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

⑷　租税特別措置法第42条の11の３第２項の規定

⑸　租税特別措置法第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

⑹　⑸に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の40第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

⑺　⑸に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の41第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

⑻　租税特別措置法第68条の15第２項の規定

⑼　租税特別措置法第68条の15の２第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和２年旧措置法第68条の15の２第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定

6　「適用年度」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　租税特別措置法第42条の12第５項第10号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六(二十)付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載すること。

⑵　⑴で記載した数のうち租税特別措置法第42条の12第２項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第５項第２号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載すること。

⑶　⑴及び⑵で記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

7　「地方事業所特別税額控除限度額 (30万円又は40万円)×(㉝－(33の内書))＋(20万円又は30万円)×(33の内書) ㉞」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度が１年に満たない場合（⑵に規定する場合を除く。）には、「(30万円又は40万円)」とあるのは「$(30万円又は40万円)\times\frac{当期の月数}{12}$」と、「(20万円又は30万円)」とあるのは「$(20万円又は30万円)\times\frac{当期の月数}{12}$」として記載すること。

⑵　租税特別措置法施行令第27条の12第13項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、「(30万円又は40万円)」とあるのは「$(30万円又は40万円)\times\frac{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}{12}$」と、「(20万円又は30万円)」とあるのは「$(20万円又は30万円)\times\frac{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}{12}$」として記載すること。

⑶　当該事業年度が特例対象事業年度（令和２年改正法附則第82条第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象事業年度をいう。）に該当する場合には「又は40万円」及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30万円又は」及び「20万円又は」を消すこと。

別表六(二十)を別紙のように改める。